



熊労発基 0902 第 3 号
令和元年 9 月 2 日

建設業労働災害防止協会熊本県支部長 殿

熊本労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率が低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断および事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和元年 7 月 17 日付け熊労発基 0717 第 1 号「令和元年度（第 70 回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、健康管理の推進に関し、健康診断未実施事業場は以下の事項を重点的に実施することとされていますので、趣旨をご理解の上、事業場の健康診断の実施及び健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、傘下会員等事業場に対する周知啓発について、ご協力をお願いいたします。

記

- (1) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (2) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者（注 1）に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (4) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口（注 2）の活用

(注 1) 雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務（深夜業等）従事者の健康診断、自発的健康診断、海外派遣労働者の健康診断の結果、異常な所見を有すると判定された労働者等であって、医師等が必要と認めるものです。

(注 2) 熊本県内には、下記の 7 地域産業保健センターがあり、50 人未満の事業場の労働者の健康診断結果について、医師からの意見聴取、健康相談等の業務を行っています。

熊本産業保健総合支援センター

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 9-24

住友生命熊本ビル 3 階 電話：096-353-5480

○熊本地域産業保健センター

〒860-0811 熊本市中央区本荘 5-15-12

(熊本市医師会ヘルスケアセンター内) 電話：096-366-2711

○八代水俣地域産業保健センター

〒866-0074 八代市平山新町 4438-5

(八代市医師会健診検査センター内) 電話：0965-39-9531

○有明地域産業保健センター

〒865-0064 玉名市中 1942-5 電話：0968-72-3050

○人吉球磨地域産業保健センター

〒868-0037 人吉市南泉田町 72-2

(人吉市医師会内) 電話：0966-22-3059

○天草地域産業保健センター

〒863-0046 天草市亀場町大字食場 1181-1

(天草地域健診センター内) 電話：0969-25-1236

○菊池鹿本地域産業保健センター

〒861-1306 菊池市大琳寺 75-3

(菊池郡市医師会立病院内) 電話：0968-23-1210

○阿蘇地域産業保健センター

〒869-2225 阿蘇市黒川 1178

(阿蘇郡市医師会内) 電話：0967-34-1177

担当：熊本労働局労働基準部健康安全課

労働衛生専門官 平島佳実

熊本市西区春日 2 - 1 0 - 1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

電話 0 9 6 - 3 5 5 - 3 1 8 6